

契約予定条項

(総則)

第1条 発注者は、令和9年度軽自動車税納税通知書送付用封筒掲載広告募集要項に基づき、軽自動車税納税通知書送付用封筒広告掲載枠（以下「広告掲載枠」という。）を広告掲示のため、受注者の利用に供する。

(広告の仕様及び内容等)

第2条 前条の広告の仕様及び内容は、「岐阜市広告掲載要綱」（平成20年3月21日決裁。以下「要綱」という。）「岐阜市広告掲載基準」（平成20年3月21日決裁。以下「基準」という。）「岐阜市納税通知書送付用封筒等広告掲載取扱要領」（平成20年11月14日決裁。以下「要領」という。）及び要項その他発注者が定める広告掲載に関する基準を満たすものとしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が提出した広告の内容が前項に掲げる基準に抵触する等の場合において、受注者に対し広告内容の変更又は訂正を求めることができる。
- 3 受注者は、前項の規定により発注者から広告内容の変更又は訂正を求められたときはこれに応じなければならない。
- 4 受注者は、掲載した広告内容について一切の責任を負うものとし、第三者から、苦情、被害救済、損害賠償の請求等がなされたときは、受注者の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告料の支払)

第3条 受注者は、頭書記載の金額（以下「広告料」という。）を広告掲載枠の利用料として、本契約締結後15日以内に、発注者の発行する納入通知書により一括納付する。

(権利義務の譲渡等の制限)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。

(履行期限の延期)

- 第5条 天災その他発注者又は受注者の責めに帰さない事情により、この契約に定める履行期限を延長する必要があるときは、発注者受注者協議のうえ、当該期限を延長することができる。
- 2 前項の規定により履行期限の延長を行った場合には、発注者又は受注者は遅延損害金を相手方に請求できないものとする。

(契約の解除等)

第6条 発注者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載期間中であっても、受注者への催告等を行わずに、広告掲載を取り消し、又は契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、要綱、基準、要領及び要項の規定に違反したとき、又は偽りその他不正な手

段により広告掲載可の決定を受けたことが発覚したとき。

- (2) 第3条第1項に規定する期日までに広告料の納付がないとき。
 - (3) 指定する期日までに掲載する広告内容又は広告原稿の提出がないとき。
 - (4) 受注者が第2条第2項の規定による広告内容の訂正又は変更に応じないとき。
 - (5) 受注者が市の信用を失墜し、事務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
 - (6) 受注者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
 - (7) 受注者の倒産、解散等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
 - (8) 受注者が書面により、掲載取下げを申し出たとき。
 - (9) 発注者の事務遂行上やむを得ない事由が生じたとき。
 - (10) 前9号に掲げるもののほか、受注者がこの契約、関係法令、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）又は要綱等に違反し、この契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 発注者は、前項（第2号から第4号まで及び第9号を除く）の規定により広告掲載を取り消し又は契約を解除した場合において、既に封筒の作製に着手していたときは、発注者は封筒を再作製し、又は印刷済の広告を塗りつぶすこと（次項において「再作製等」という。）ができる。
- 3 前項の規定により封筒の再作製等を行ったときは、そのために要した費用は受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第1項（第2号から第4号まで及び第9号を除く）及び次条の規定により契約を解除した場合は、受注者に対し、前項に定める費用のほか、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。
- 5 受注者が、前項に規定する損害賠償金を納付期限までに支払わない場合は、発注者は、受注者から納付期限の翌日から納付の日まで遅延日数1日につき、契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した延滞金を請求することができる。

（暴力団排除措置による解除）

第6条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 受注者の役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以

外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 受注者の役員等が、その属する法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 受注者の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められるとき。
- (9) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金債権を譲渡したとき。
- (10) 受注者が、第2号から第8号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（同号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき

（広告料の返還）

第7条 既に納付した広告料は、返還しない。ただし、受注者の責めに帰さない事由により、広告掲載を中止し若しくは中断し、若しくは広告掲載に係る契約を解除したとき又は発注者が要領第6条第3項の規定により繰り上げて第1候補者となった者と広告掲載に係る契約を締結したときは、この限りでない。

（損害負担）

第8条 この契約の履行にあたり、受注者に生じた損害又は受注者が発注者若しくは第三者に及ぼした損害は、すべて受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(不当介入への対応)

第9条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、当該不当介入を管轄する警察署長に通報するとともに、発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定による発注者への報告を行った場合において、不当介入を受けたことにより、当該契約につき履行遅滞等が生じるおそれがあるときは、発注者に履行期間の延長等を請求することができる。
- 3 発注者は、前項の規定による請求を受けた場合において、必要があると認められるときは、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

(労働環境の確認等)

第10条 発注者は、岐阜市公契約条例（令和2年岐阜市条例第16号。以下「条例」という。）第13条に規定するこの契約の適正かつ適切な履行を確保するために、条例第2条第6号に規定する労働者（以下「労働者」という。）の労働環境について確認する必要があると認める場合は、受注者に対してこの契約に係る労働環境についての確認を行うことができる。

- 2 受注者は、発注者が行う前項の確認に協力するものとする。
- 3 受注者は、この契約に関して条例第2条第4号に規定する下請負者等（以下「下請負者等」という。）と契約を締結した場合、第1項の確認について、下請負者等に説明し、協力を求めるものとする。
- 4 第1項の確認を受けた受注者は、契約の名称、発注者が確認した労働環境の状況等を記載した書面を、労働者が業務に従事する場所等の見やすい場所に掲示し、若しくは労働者の閲覧に供し、又は労働者に交付するものとする。

(不利益取扱いの禁止等)

第11条 受注者は、この契約に従事する労働者が、条例第14条第1項の規定による申出を発注者にしたことを理由として、当該労働者に対して、不利益な取り扱いをしてはならない。

- 2 発注者は、条例第14条第1項の申出を受理した場合は、受注者に対して、当該申出に係る事実について確認することができる。

(労働環境の改善等)

第12条 発注者は、第10条第1項又は前条第2項の確認の結果、労働者の適正な労働環境が確保されていないと認めた場合は、受注者に対し、これを改善するよう指導できる。

- 2 受注者は、前項の規定による改善の指導を受けた場合は、速やかに労働者の適正な労働環

境を確保するための改善に努めるものとする。

(受注者への措置)

第13条 発注者は、受注者が関係法令、条例等を遵守していないと認められる場合その他この契約に係る労働者の適正な労働環境が確保されていないと認める場合は、受注者に対し必要な措置をとることができる。

(補則)

第14条 この契約書に定めるもののほか、受注者は、関係法令並びに岐阜市契約規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度発注者受注者協議して定めるものとする。